

# 福知山市立学校教育改革 推進プログラム

子どもたちの明日のために



平成 23 年 6 月

福知山市教育委員会



## はじめに

社会環境や子どもを取り巻く教育環境が大きく変化する中、国においてはこうした変化に対応すべく教育基本法や教育関連法を改正するとともに「生きる力」をはぐくむという理念を実現するために学習指導要領の改訂を行いました。これからの学校教育にあっては、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力など、知・徳・体の調和のとれた子どもたちを育成し、もって生涯にわたる学習の基盤を培い、社会の変化に対応できる「生きる力」を備えた人間の育成を目標とする取組が重要です。そのためには、6・3制の義務教育のあり方、特色のある教育内容など今日的な教育課題を幅広く検討することが必要です。

また、全国的に少子化が進む中、本市においても学校の過少・小規模化が進行している小中学校があり、教育効果や学校の活力の低下など様々な懸念すべき課題が生じています。

こうしたことから、福知山市教育委員会（以下「本市教育委員会」という。）は、子どもたちの教育環境や条件の改善が急務の教育的課題であるとともに、新たな福知山市の学校づくりには地域・市民ぐるみで考え進めることが必要であるとして、福知山市学校教育審議会（以下「市審議会」という。）を設置し、「今後の福知山市学校教育のあり方に関すること」並びに「市立学校の適正規模及び適正配置のあり方に関すること」について平成20年2月5日に諮問しました。

これを受け市審議会では、延18回にわたる審議を行い、平成21年3月27日に本市教育委員会は最終の答申を受けました。市審議会においては、未来を担う子どもたちにとってより良い教育環境の提供を最優先に論議され、「本市の少子化の進行等の状況から学校規模及び配置の適正化は避けることのできない問題であり、将来を見据えた適切な対応が必要である。」と答申されたものです。

本市教育委員会としては、義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもたちが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する必要があり、子どもたちにとって望ましい教育環境を作り出すため

には、市審議会が検討の基本に据えられた子どもたちの教育環境の視点を第一義に考慮しなければならないと受け止めています。

このことから、本市教育委員会は、学校が地域に支えられてきた歴史的な経過と文化的・精神的な側面の役割について尊重しながらも、現状を鑑み、福知山市を担う明日の子どもたちの「教育環境を改善する」ことを最重要課題として、その実現を目指します。

市立学校教育改革推進プログラムは、「基本方針」と「学校教育改革プログラム」で構成し、「基本方針」は市審議会の視点を最大限に尊重し策定したものです。また、「学校教育改革プログラム」における学校の再編については、平成 23 年度から平成 27 年度までに進める「前期計画」と、その後平成 32 年度までに進める「後期計画」としています。

この市立学校教育改革推進プログラムは、本市教育委員会の考え方を市民の皆さまに提案し、今後それぞれの地域で話し合いや協議を重ね、御理解と御協力を得ながら教育環境の整備を実現することを基本にしています。

福知山市教育委員会



福知山市  
イメージキャラクター  
ドッコちゃん



福知山市  
イメージキャラクター  
酒呑童子

# 福知山市立学校教育改革推進プログラム

## 目 次

	ページ
第1 市立学校教育改革基本方針	
1 本市学校教育の「めざす子ども像」	1
2 学校教育を取り巻く状況	2
（1）社会の状況	2
（2）子どもたちの状況	2
（3）子どもたちを取り巻く状況	4
3 学校の小（過少）規模化と学級の少人数化の現状と課題	6
（1）小（過少）規模化と学級の少人数化の現状	6
（2）学校の役割	7
（3）学校の小（過少）規模化に伴う課題	7
4 市立学校の適正規模及び配置の基本的な考え方	9
（1）複式学級（過少規模校）の解消	9
（2）学校規模確保における留意点	10
（3）適正配置の方法	11
（4）通学支援	12
（5）学校跡地利用	12
（6）適正規模・適正配置の実施に向けた考え方の見直し	12
5 通学区域のあり方	13
第2 学校教育改革プログラム	15
1 教育内容の充実	15
（1）学力の充実・向上	15
（2）心身ともに健やかな子どもの育成	17
（3）特別支援教育の推進	20
（4）幼稚園教育の充実	21
（5）学校教育環境の整備	22
（6）「教育のまち 福知山」の推進	23
2 市立学校の再編	25
（1）再編のための検討手順及び手法	25
（2）再編の対象校	28
（3）前期計画	30
（4）後期計画	31
資料	32
参考	40

## 第1 市立学校教育改革基本方針

### 1 本市学校教育の「めざす子ども像」

小学校と中学校の子どもたちは、家族との人間関係から学校・地域での人間関係へと広がりを見せる時期です。この時期に、友達と協力して物事に取り組む方法を習得します。そして、好奇心旺盛な活動により切磋琢磨や試行錯誤しながらも、自分の力で解決する力を身に付けることで、自分自身の価値や存在感を理解し自尊感情を高めます。さらに、自分の意思を相手に的確に伝え、相手の思いを正確に受け止めることで、温かい人間関係を築くコミュニケーション能力を高めるなど重要な成長期です。

今日の国際化、高度情報化、少子高齢化など子どもたちを取り巻く社会環境は激しく変化しています。こうした変化の激しい時代にあっては、子どもたちが自尊感情やコミュニケーション能力を持ち、自ら変化に主体的に対応できる確かな学力や豊かな人間性、健やかな身体をはぐくみ身に付けることが重要です。このため、学校教育の場では一定の学習集団のもとに、夢や希望に向かって仲間と一緒に努力し続ける子どもの育成を目指します。

#### めざす子ども像



##### ふるさとを愛する子

《郷土愛》 人や郷土の文化・伝統を大切にする子

##### くふうする子

《創意工夫》 自ら課題を見付け、もっとよい方法はないかと工夫する子

##### ちえをみがく子

《探究心》 ものごとを深く考え、真理を追究する子

##### やさしさと思いやりのある子

《まごころ》 自分を大切にし、友達も大切にできる子

##### まじめにがんばる元気な子

《向上心》 希望へ向けて努力し、すこやかに成長する子

## 2 学校教育を取り巻く状況

### (1) 社会の状況

わが国は、20世紀後半に高い教育水準による技術力・応用力によって経済発展を遂げてきましたが、バブル崩壊の後には長期の経済不況の中で終身雇用制は揺らぎ、雇用止め・リストラ等による不安を抱える社会になっています。

また、豊かさを謳歌する中、価値観が多様化し、従来の「社会の常識」が通用しなくなっています。経済性や利便性といった単一の価値観を過剰に追求する風潮が生まれ、人間関係の希薄化、自分さえよければよいという履き違えた個人主義が広がり、社会生活を営むうえで最低限身に付けるべきものは何かを問われる時代となっています。

国際社会では、情報技術の急速な進展が伝達のスピードを飛躍的に高め、経済活動の国境の垣根を取り去り、グローバル化が一気に進んでいます。アメリカ合衆国のサブプライム問題、リーマンショックを発端にした金融危機、株価暴落により、本市においても派遣切り、雇用止めなど深刻な事態が発生したことは記憶に新しいところです。今や人、物、資本などが瞬時に国境を越えて移動するといっても過言ではなく、グローバル化によって様々な国の人々と接し、取引や交渉する機会が増え、国際競争が一層激しくなっています。

また、高度情報化は、単なる技術革新にとどまらず社会、経済、生活などあらゆる面で大きな変革をもたらしており、インターネット、携帯電話の普及は利便性が向上した反面、有害な情報が氾濫し、子どもたちが犯罪に巻き込まれるといった状況にあり、情報リテラシーの育成が急がれます。

このような急激な変化を遂げる社会の中で、自国文化はもとより、異なる文化や生活を理解し尊重する精神や、国際社会に通用する創造性やコミュニケーション能力、そして豊かな心と健やかな体を備え、自己実現を目指す自立した人間の育成が求められています。

### (2) 子どもたちの状況

平成21年度の「全国学力・学習状況調査<sup>\*</sup>（以下『全国調査』という）」等をもとに、現在の本市の子どもたちの特徴的な点を挙げると、学力面では、概ね良好であるといえます。継続的な指導の積み上げで力が付くと思われる漢字の読み書きや計算等の基本的な知識・技能に関する力は高いものの、課題を的確に把握したり読み取ったりし、文章で表現する活用力には国・府と同様に課題があります。体格・体力面では、全国平均と同様の傾向を示しています。小

学生より中学生、女子よりも男子の方が運動をしている時間が長い結果になっています。

家庭での生活習慣では、全国と大差はありません。ほとんどの子どもが毎朝朝食をとり、概ね規則正しい生活をしています。携帯電話の所持率は低いものの、中学3年生では半数以上の生徒が所持しています。また、テレビ等に費やす時間は、中学生の約半数が3時間を越えるなど家庭での時間の使い方に課題があります。家庭学習では、小中学生とも宿題は真面目に取り組む反面、宿題以外の学習時間は全国と比較して不足気味にあります。

学校生活では、読書活動が定着し読書好きな子どもが増えています。学校での読書が中心となっています。好きな授業があると答えた子どもやテスト等の見直しをする子どもの割合も低くなっています。授業で発表の機会について、中学生より小学生のほうが多いと感じています。また、友達関係が難しくなる中学校で、8割の生徒が友達と会うのは楽しいと感じています。

次に意識面についてですが、「規則を守っている」という規範意識は小学生より中学生が高く、全国平均をやや上回っています。しかし、いじめを否定したり、人の役に立ちたいと思う子どもの率はやや低く、倫理観の基礎部分で課題があります。小学生は自尊感情が高いものの、中学校では将来の夢や目標を持つ生徒が少なくなっています。

地域社会との関わりや体験的な活動については、公民館活動等の成果により、地域行事への参加率は全国平均を大幅に上回っています。しかし、自然豊かな環境にもかかわらず、自然の素晴らしさを感じた経験は少なくなっています。

社会の急激な変化は、子どもたちの生活に少なからず影響を与えています。地域・家庭環境の変化や少子化等で生活体験が不足し、ひいては人間関係の希薄さや自尊感情の低下につながっています。また、生命を大切にする心や自然への畏敬の念といった感性が乏しくなり、人間関係を形成する基本となる自己表現力やコミュニケーション能力等が不足することが懸念されるとともに、いじめや不登校及び反社会的行動の背景ともなっています。

※ 全国学力・学習状況調査は、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語及び算数・数学について、基本的な知識・技能の定着を見る主として「知識」に関する問題と、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する能力を見る主として「活用」に関する問題を「教科に関する調査」として出題している。また、児童生徒の生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査（児童生徒質問紙と学校質問紙）を実施している。平成19年度から始まり、平成22度は抽出方式で行われた。

### (3) 子どもたちを取り巻く状況

子どもたちの現状を考えるうえで、子どもたちを取り巻く状況が、今どうなっているのかを家庭・地域・学校それぞれについて見つめ直す必要があります。

家庭の教育はすべての教育の出発点であり、子どもたちの健全な育成のためには、家庭の役割は非常に重要です。子どもは大人と同様に様々な感情をもっており、家庭で接することで少しずつ表に出しながら、自分の力でコントロールすることを学んでいきます。そして、家庭の中でありのままの自分が認められることで健全な自尊感情を身に付けます。しかし、少子化や核家族化に伴い、子どもに対する期待は一層過大になる中で、結果として、過保護や過干渉に陥る一方、親としての自信や自覚の欠如から甘やかし、放任といった望ましくない状況も一部で見受けられます。毎朝朝食をとる等、基本的な生活習慣の確立へ向け保護者は努めているものの、厳しい社会状況や価値観が多様化する中、社会的ルールやモラルを伝えることに消極的になっているケースが見受けられたり、子どもと接する時間やふれあう場面が少なくなったりしているケースもあります。

このような状況は、保護者の子育てに関する情報の不足や過剰な情報により、子育てに不安を感じゆとりなく接することが背景にあると考えられます。こうした保護者に対して、子育ての基礎知識を身に付ける機会の提供等の取組が課題となっています。

各地域の公民館活動や見守り活動等、学校は地域の協力を得ながら教育活動を推進しています。子どもの体験不足が指摘される中、本市の子どもたちは、前述したように、地域の行事への参加率は全国的に見ても大変高くなっています。公民館等の活動へ参加することで、子どもたちが様々な体験をする機会を得ているのは、貴重なことといえます。ただ、「全国調査」で、家の人・学校の先生以外の大人から注意されたことがあるかという質問では、その経験がないと答えた子どもの割合が少し高くなっています。子どもたちは、大人とのかかわりから社会性等、様々なことを学ぶものです。近所の方から叱られるといった経験から、その小さな過ちを生活の中できちんと正され、「知識が身となる」ことから地域は実践的な教育の場となります。地域総がかりで子どもを育てる視点が一層大切になっています。

学校では、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、変化する社会に柔軟かつ的確に対応する能力や資質の育成に努めています。教職員も変わりゆく社会や新たな教育課題に対応すべく日々研究・研修に努めるだけでなく、経験豊富な教職員が大量退職する時期にあたり、

教員間の「知・技の継承」を念頭に教職員の指導力の向上にも重点を置いています。人間的に魅力があり、高い授業力を身に付けた教員を育成し、子ども・保護者・地域からより一層信頼される学校を目指さなければなりません。一人一人の子どもが、自分の夢の実現に向けて前向きに努力できるような支援を、学校だけでなく家庭・地域社会と協力しながら進められる学校づくりが求められています。



### 3 学校の小（過少）規模化と学級の少人数化の状況と課題

#### (1) 小（過少）規模化と学級の少人数化の状況

本市の児童生徒数の第2次ピークは、小学校が昭和57年で児童数が7,749人、中学校が昭和61年で生徒数が3,925人でありましたが、その後は【資料：図1】のように減少傾向が続き、平成22年5月1日現在では、児童数4,627人と生徒数2,272人となっています。第2次ピーク時に比べ児童数は約60パーセント、生徒数は約58パーセントに減少しています。

今後の予測として、平成22年5月1日現在の住民基本台帳のデータを基に平成16年4月2日から平成22年4月1日までに出生した乳児数を小学校入学年次別にした【資料：表1】からは、本市の全児童数の推移は横ばいもしくは微減で、このことは全生徒数においても同様のことが見込まれます。

しかし、各校の状況を見ると、【資料：図2】【資料：図3】のように市の中心部や土地区画整理事業が行われた東部地区にある一部の学校では増加または微増するものの、その他の周辺部にある学校ではその多くが激減または減少する傾向にあります。この周辺部にある学校は、現在でも100人未満の小学校が15校、中学校は2校あり、ますます小規模化することを示しています。特に【資料：表2】のように複式学級のある学校（過少規模校）は、現在の9校から12校に増加し、うち複式学級が2となる学校が1校から3校になることが予測されます。また、国においては、地域主権（地方分権）改革が進められており、学級編制や教職員の人事権が基礎自治体等に移譲され、国の複式学級の基準<sup>\*</sup>を適用したとすると【資料：表3】のように複式学級を設置される学校数は13校に増え、複式学級数は29と激増します。

本市の市立学校の1校当たりの平均児童生徒数は、小学校が178人、中学校が252人です。平成21年度の全国や府内の公立学校では、小学校が316人と312人であり、中学校が329人と354人です。本市と比較すると小学校が約1.8倍、中学校が1.3～1.4倍になります。自治体の実情を踏まえることが大切ですが、この比較からは児童生徒数に比して本市は学校数が多いと言え、学校の小規模化、過少規模化は第一には少子化に起因していますが、このことも一つの要因と考えられます。

過少・小規模化した学校では、学級においても【資料：表4】のように一つの学年の人数が10人未満であったり、男女別の人数に偏りがあつたりする場合があります。今後、学校の過少規模化、学級の少人数化がますます進行することにより、教育条件・教育環境に学校間の格差・不均衡が生じ、教育効果や学校の活力の低下など様々な懸念すべき課題が深刻化することが見込まれま

す。

#### ※ 学級編制と複式学級

複式学級は、児童生徒が著しく少ないため2学年を一つにした学級。国の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、2学年あわせて16人以下（小学1年生を含む場合や中学校の場合は8人）になった場合は、複式学級となる標準的な基準（国基準）を定めています。京都府教育委員会は、この人数を12人以下（小学1年生を含む場合は4人）としています。また、「児童数が25人以上の学校は、2個学年で編制する学級数を1とする。」「児童数が24人以下の学校は、2個学年で編制する学級数を2以下とする。」など人数の緩和措置（府基準）を実施しています。

## （2）学校の役割

学校は、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うことは言うまでもありませんが、加えて子どもたちが集団生活を学び、良識ある社会人として生きていくために必要な資質・能力や態度を身に付ける場です。

学校教育の実施にあたって様々な場面を考えると、大きく次のような二つの場面で構成されています。一つ目は、教員が児童生徒をその発達段階に応じて「教える」場面であり、二つ目は、児童生徒が互いに切磋琢磨しながら「学び合い、育ち合う」場面です。「学び合い、育ち合う」場면을意図的に設定するのも教員の大きな役割の一つであることは言うまでもありません。教員が児童生徒を「教える」場面では、教えられる児童生徒が一人であっても成立し、基礎的・基本的な事項の習得を促す場合には、時にはそうした場面も必要であります。しかしながら、児童生徒が互いに「学び合い、育ち合う」ためには、一定の集団が必要となります。児童生徒が、他の姿を見ながら自発的に学び、育つとともに、教員の指導によって活発な論議を通して多様な考え方や見方にふれ、「なるほど、そう考えるのか」、「そんな考え方があったのか」と合点することは大切なことでもあります。

学校で、児童生徒は、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、多様な意見や考え方をを持った友達や仲間とふれあい、議論することなどを通して、思考力、判断力や表現力を培ったり、多様な人間関係の中で他者と折り合い協調したりすることで「生きる力」を身に付けます。児童生徒は、教えられ、学び合い、育ち合いながら、生涯にわたる学習の基盤を築きます。

## （3）学校の小（過少）規模化に伴う課題

少人数の学校や学級は、児童生徒一人一人に目が行き届き、きめ細かな指導

ができます。教職員と子どもたちが一体となり学校ぐるみで学習の場をつくりやすいといった利点もあります。その一方で、多様な意見や考えにふれることが少ないため、学び合うことや練り合い、また深め合いをさせることに限りがあり、人間関係が固定しやすいといった傾向があります。人間関係が固定化すると、争いを避ける傾向があり、討論をさけるためコミュニケーション能力が育ちにくいといったことが考えられます。さらに、学級内で班やグループを編成し学習するなど学びの形態にも多様性がもてないといったことがあります。また、実際に音楽や体育といった本来 20 人以上を必要とする教科群があり、学校行事や中学校の部活動などの教育活動も制限されることとなります。少人数の学校や学級は、学校教育を実施するにあたって、学び合い育ち合う場面には課題があるといえます。

その他にも、次のことが考えられます。①教員数が限られるため、多様な指導方法をとりにくい。②規模が小さくなるにしたがって教職員数が少なくなるため教職員 1 人あたりの校務負担が重くなる。③研修時間が確保できなくなる。④教職員のバランスのとれた人事配置も難しくなります。

さらに複式学級のある学校は、学級編制で単式学級になったり複式学級になったり変動が毎年あることになり、①学校体制が安定しにくい状況を生むこととなります。また、②児童生徒たちは教職員から直接的な指導を受けることが難しくなり、自学自習の時間を余儀なくされます。指導効果は教員の指導力によるところが大きいという指摘があるように、安定的に継続して学習効果が維持できるのかという点で、課題は大きいと考えます。

こうした課題は学校だけの取組で克服することのできない課題であり、根本的な原因である学校の規模を一定の大きさにすることによって解消する必要があります。



## 4 市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

学校規模によるメリット・デメリットはそれぞれあり、学校ではメリットを活かしつつデメリットを補う教育活動に最大限の努力を行っています。しかし、「3 学校の小（過少）規模化と学級の少人数化の状況と課題（3）学校の小（過少）規模化に伴う課題」で記述のように、学校だけの取組で克服することのできない根本的な課題が生じています。

学校は義務教育のための施設であり、教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもたちの学習の場としての機能を高め、「学校の役割」を果たすためには、子どもたちが互いに「学び合い、育ち合う」教育環境を整え、学校が多様な教育活動を展開する必要があります。

このため、次の考えを基本として、学校の適正規模・適正配置の取組を進めます。

### （1）複式学級（過少規模校）の解消

子どもたちにとって望ましい教育環境という観点からは、①人間関係が広がる規模、クラス替えができる規模、②切磋琢磨しつつ学べる規模、③部活やクラブ活動が成立する規模、④中学校では、専門の教科担任を配置できる規模が必要と考えます。小学校については12学級から18学級、中学校については9学級から18学級が望ましい学校規模です。

しかしながら、広い市域を有し多様な地域で構成される本市の実情と現状を考慮すると、どの学校でもクラス替えなどの規模を確保することは困難です。最も克服すべき課題は、複式学級の解消と考え、複式学級のある学校（過少規模校）を対象に適正配置などの方法により一定の学校規模を確保する取組を進めます。

- ・ 複式学級のある学校を対象に適正規模・適正配置を進めます。
- ・ 各学年に単式学級を設置できる小学校6学級、中学校3学級以上を確保することを目指します。

## (2) 学校規模確保における留意点

学級編制の標準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「標準法」という。)で定められており、同学年の児童生徒で編制する学級は40人としていますが、都道府県により児童又は生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合については、この数を下回る数を基準として定めることができるとしています。京都府では独自方式として、少人数学級を取り入れ、市町村教育委員会の選択により、小学校3年生から中学校3年生まで実施できるようにしています。国の法律に基づく、例えば41人の学年では21人と20人の学級が編制されます。府の独自の学級編制によると36人の学年では18人の学級が2学級編制されることとなります。学年に複数の学級がある場合には最小の学級集団は20人、府内では18人ということになります。

教育効果等からみて、学級人数についての絶対的な適正人数というものは、教員の指導力や児童生徒の素質・個性、生活環境が違うため、客観的・実証的な比較が困難であることから定説はないと言われていています。しかし、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすいという利点があり、一定の集団による活動によって教育効果は高まります。

授業の形態では、音楽や体育のように本来20人以上の集団的な人数を必要とする教科群があり、一方、国語や算数・数学、英語等の教科においても授業を受ける児童生徒の集中力、理解力、達成感、意欲の持続等の面から、また班やグループ編成を考慮すると、20人程度の学級集団、生活集団が必要と考えます。

この人数は、国の学級編制の標準や府の学級編制と別に本市独自に基準を作るということではありません。また、20人程度の児童生徒がいない学年であるから、すぐに統廃合を必要と考えるものでもありません。複式のある学校(過少規模校)を適正配置などの方法により、一定規模を確保する場合に、教育効果を発揮するための集団として弾力的な目安とします。

- ・ 国の学級編制の標準や府の少人数学級とは別に、教育効果から20人程度の学級集団を弾力的な目安とします。

## 統合の場合の学校規模の考え方

学級数		1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31 以上
国の 定義	学校 規模	過少規模	小規模	統合の場合の 適正規模		大規模	過大 規模
				適正規模			
本市 の考 え方	小学校	過少規模	[許容 範囲]	望ましい 規模	[許容 範囲]	大規模	過大 規模
	中学校	過 少	[許容 範囲]				

\* 国の学級規模の定義については、学校教育法施行規則、義務教育学校施設費国庫負担法施行令及び昭和 59 年 文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料から示しています。

### (3) 適正配置の方法

適正規模の確保は、学校の統廃合または通学区域の見直しが具体的な方法となります。対象となる学校の児童生徒数の推移や本市総合計画など総合的なことをはじめ、通学距離と時間、現在の学校施設の状況、地理的な状況、さらには地域の歴史的・文化的な要素等を総合的に判断して進めることが必要です。このため、現行の通学区域の修正によらず、学校の統廃合の方法を基本に検討します。

学校は地域と深く結びつき、地域の文化の拠点、精神的な支えという側面的な役割を果たしてきました。地域住民からは「学校がなくなると地域が衰退する。」といった意見が多くあり、学校や地域に対する思いを尊重しなければならないと考えます。学校の統廃合にあたっては、学校が義務教育のための施設であり、子どもたちの学習の場として機能を高めていくということが重要であることから、小規模校の教育上の課題や学校が置かれている状況を保護者や地域住民の方に十分に説明し、学校をこのままの状況においておくことが、地域で子どもたちを育てていく上で本当に適当であるかということの問題提起し、問題意識を共有しながら進めます。

- ・ 適正規模を確保する具体的な方法は、学校の統廃合を基本にします。
- ・ 学校の統廃合は、保護者や地域住民の協力と理解を得て進めます。

#### **(4) 通学支援**

適正配置を行うことで、通学区域がさらに広がります。通学距離が、小学校は概ね4キロメートルを超える場合には、公共交通機関の利用やスクールバスなどによる通学など負担軽減を図る支援等について検討します。

#### **(5) 学校跡地利用**

学校統廃合の跡地は、本市総合計画などで明らかにされたまちづくりの実現を目標にしながら、長期的な展望にたって、市の関係課や関係機関が一体となり地域住民と話し合いを進め、地域づくりの貴重な資源としての活用を多角的に検討します。

#### **(6) 適正規模・適正配置の実施に向けた考え方の見直し**

適正規模の実施に向けた基本的な考え方は、①複式学級を解消し、②各学年に単式学級ができ、③統合などをする場合、1学級が20人程度の学級集団を目標とします。市教育委員会では、適正規模・適正配置の実施に向けた計画を策定し、その後においても地域住民の方から意見を聞きながら進める予定にしています。今後、国の教育制度の改革や学校を取り巻く環境や状況に大きな変化が生じた場合はもちろんのこと、必要に応じて実施計画や実施方法の見直しを行います。

## 5 通学区域のあり方

通学区域制度は、義務教育において、適正な学校規模と教育内容を保障し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることが目的です。学校教育法施行令は、「教育委員会は、就学予定者の就学すべき小学校または中学校を指定しなければならない」としています。

本市では「福知山市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則」で、自治会単位で通学区域を指定しており、同じ自治会に住んでいる場合には同じ学校に通学することを原則としています。通学区域は、その多くが公民館などの単位となっており、地域ごとの活動が積極的に行われているとともに行政事務の単位ともなっています。地域社会の基盤を形成するうえで重要な要素となっています。また、学校は地域と連携した教育活動を積極的に進めています。

このため、今後においても住所によって就学すべき学校を指定する現行の通学区域制度を維持することを基本とします。

通学区域の弾力化にあたっては、自治会や地域住民の意見を十分に聞き検討を進めることとします。

### ア 通学区域の設定

教育の機会均等と教育水準の維持向上に加え、地域の歴史的・文化的要素や地域コミュニティなどを総合的に配慮して設定することが大切であると考えます。

### イ 学校選択制

学校選択制【資料：表5】のメリットとしては、「保護者の学校に対する関心を高めることができる」、「学校の活性化への取組が活発になる」などが考えられますが、一方、デメリットとして「学校間格差を広げる可能性がある」、「地域と学校の連携が図りにくい」、「入学希望者の増減に左右され学校規模の維持が難しい」などのことがあげられます。

本市は、市域が広く多様であり、公共交通の状況や学校区単位、自治会単位での活動が活発であることから自由選択性やブロック選択性などの導入は不適切であると考えます。

### ウ 就学指定校変更制度・区域外通学

現行の通学区域制度を基本とするうえで、指定校が必ずしも近い学校でな

いなどの通学距離や児童生徒や家庭の事情など個別の事項は、就学校の区域外通学【資料：表6】の基準の課題として、制度に関する情報の提供や相談機能などの改善・充実を図りながら、自治会や地域住民の意見を十分に聞き、実情に応えることができるよう見直しを検討するものとします。



## 第2 学校教育改革プログラム

学校教育改革推進プログラムは、子どもたちの成長にとって望ましい学校教育環境の実現を目指すものです。そのためには、市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方に基づき市立学校の再編を進めながら、子どもたちの知・徳・体の充実と家庭・地域・学校が連携した新しい教育の在り方を踏まえた教育改革を推進する必要があります。

このため第2章では学校教育改革プログラムとして、教育内容の充実にかかる施策の方向性と学校の再編にかかる実施計画を示し、二つの施策を車の両輪として押し進める指針とします。

### 1 教育内容の充実

市審議会答申では、学校の適正規模・適正配置のあり方と教育内容の充実にかかる提言をしています。これは、本市に育つ子どもたちの状況を見つめ、知・徳・体のバランスのとれた教育を進めるために、学び合い育ち合う教育環境と併せ子どもたちの指導など教育内容の充実とそれを支えるシステムについての必要を指摘しているものです。すなわち、「知」では基礎・基本を確実に身に付けさせる（それを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育てる）ことや学習意欲、自学自習の力を身に付けさせる取組を進めることを、「徳」では社会性、道徳性を育成するために、家庭・地域・学校が緊密に連携する取組が必要であることを、さらに「体」では、健康な体をはぐくむために、スポーツをする環境づくりや規則正しい生活習慣を身に付ける取組を施策として求めています。そして、この知・徳・体の教育を支える「教育のまち 福知山」の推進について提言しています。

本市教育委員会では「めざす子ども像」に示す子どもたちをはぐくむため次の教育内容の項目について充実を図ります。

#### (1) 学力の充実・向上

学力の充実・向上は、学校教育の大きな目標です。基礎的な知識・技能を身に付けさせ、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力を育成します。そのために、子どもたちにとって理解しやすく、子どもたちが興味や関心を持ち、探究心を引き出す授業や指導などの一層の充実を図ります。

また、学力の基盤となる家庭学習の習慣化を支援しつつ、新しい教育制度

を積極的に研究・導入します。

#### ア 一人一人が大切にされる授業

- 少人数授業による習熟度別学習やチームティーチングなど京都式少人数教育を活用し、きめ細かな指導を推進することで、基礎・基本の確実な定着と自ら学び自ら考える力の育成を図ります。
- 集団の中の学習を通じ、自らの考えに自信を持ち、自分の良さを感じ、自分や他者の気持ちを大切にす指導の充実を図ります。

#### イ 確かな学力を身に付ける取組

- 「全国調査」などの結果をもとに授業改善を提言する「確かな学力充実会議」の取組など、授業研究や校内研修を積極的に推進し指導力の向上を図ります。
- 自ら学び考える力を育てるため、家庭学習の習慣化や学習に対する興味と関心を含め、児童生徒が学び合う授業を推進します。
- 小中学校の9年間を見通した言語活動を充実させ、「ことばの力」の育成を図ります。
- 生きた英語を学ぶことを通して、国際的な視野から多様な文化や習慣の違いを認め尊重する態度を培うとともに、コミュニケーション能力を身に付けるため、AET<sup>\*</sup>の増員や地域のボランティアの活用を推進します。
- 自分の将来に夢や希望をもち、自立して行動する態度や能力を育成するため、学校教育全体を通じてガイダンス機能を充実させるとともに、高等学校などとの連携を図り上級学校への興味・関心を高める指導を充実します。

※ AET：〔Assistant English Teacher〕英語指導助手。小中学校等で、英語科教員の補佐にあたる外国人補助教員。

## ウ 新しい教育制度の導入

- 保育園・幼稚園から小学校、小学校から中学校への変わり目（節目）に、新しい学習環境になじめなかったり、人間関係に悩んだり、学習につまずくことなど（いわゆる「小一プロブレム」、「中一ギャップ」等）が起っています。この課題に対応するとともに学力の向上を図り、不登校・いじめ等を解消し、すべての子どもが学校で学ぶことや学校生活を喜び、自信を持って楽しく過ごせる、のびやかで希望にあふれた教育を推進するため、小中学校 9 年間を通してつなぎ目のない一貫連携教育と保幼小の滑らかな接続を図る「福知山市保幼小中一貫・連携教育推進計画（シームレス学園構想）」を策定しその導入を検討します。
- 「福知山市保幼小中一貫・連携教育推進計画（シームレス学園構想）」の実現のため小中学校合同の授業研究会、情報交換会、児童生徒の交流等を年間計画に位置づけ、具体的な連携の取組と研究を推進します。

## エ 家庭学習の習慣化の支援

- 基本的な生活習慣が身に付いた規則正しい生活は、学習意欲を支えており、学習意欲の高い子どもはセルフコントロールも高いといえます。家庭訪問・学級懇談会などで「家庭学習の手引き」を活用し、学校での取組を保護者と共有するとともに、両者が連携して子どもたちの生活のリズムの確立や家庭学習を支援する取組を積極的に進めます。
- また、読解力や創造力を身に付けるうえで読書は大切であるため、学校はもとより地域や家庭で読書に親しむ習慣を身に付けさせるための活動を推進します。

## （2）心身ともに健やかな子どもの育成

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、自然にふれることや大人を含む異年齢の人々とのかかわりを体験する中で、豊かな人間性や社会性をはぐくむことができることから、体験的な学習を推進するとともに道徳性の育成を図ります。

また、子どもたちが健康な体をはぐくむため、学校や家庭・地域において、スポーツや文化のすばらしさを体験することができる機会の充実や適切な食習慣を身に付けるための教育を推進します。

さらに、いじめや不登校等の問題に対応するため、家庭・地域・学校及び

関係機関が緊密に連携する取組を一層推進します。

#### ア 好ましい人間関係、豊かな感性・社会性をはぐくみ ふるさとを愛する態度の育成

- 自然・産業・文化・人材など地域の多くの教育資源を道徳教育や総合的な学習に活用するとともに、職場体験学習などのキャリア教育にその特色を生かした取組の充実を図ります。
- 学社連携コーディネーターの役割を明確にするるとともに、学校支援ボランティアの人材登録制度の導入や情報交換などの取組を進め、地域の教育資源の効果的な活用を図ります。
- 自分が生まれ育ったふるさとの偉人や出来事を学ぶ取組を進め、身近な視点から子どもたちが道徳的心情をはぐくみ、伝統と文化を尊重し、わが国と郷土を愛する心を育成する指導を推進します。
- 社会科副読本を充実し、ふるさと福知山を理解し愛する態度を養う取組を推進します。
- 地域へ出て行う学習や美化活動などのボランティア体験を効果的にするための地域活動プランを作成し、子どもたちに地域社会を支える一員であるという自覚を高める活動を推進します。
- 自然体験などの活動の取組を積極的に推進し、生命や資源を大切する心と共生意識の育成を図ります。

#### イ 親子関係づくりと一人一人を大切にす人権教育の推進

- 自尊感情は家庭においてはぐくまれ、子どもへの保護者の愛情が全ての基盤であるため、保護者に家庭教育の知識や子どもの心理の理解、保護者の役割などについて保護者同士が対話を通して学び合う「親講座」などの開催や、子育て支援に係る情報提供など、子育ての環境づくりを積極的に推進します。
- 情報化社会が進展する中で数多くの情報が得られる反面、対話を通じて思いを伝え合う機会は減少しています。そのことは子どもの人権感覚の希薄さにもつながっています。子どもの心を豊かにし、人権感覚を養う機会として、命や人権をテーマに感動を実感できる「いのちの授業」や講座、体験活動の充実を図ります。

#### ウ いじめの根絶や不登校の解消に向けた積極的な取組

- 日ごろから子どもたち一人一人を大切にし、教職員と子どもそして子ども同士が望ましい人間関係を築く学校と学級の経営を推進します。
- 不登校の解消は本市の大きな教育課題の一つで、スクールカウンセラーや臨床心理士の配置により、不登校の未然防止や解消に向けた取組に効果をあげています。複雑化し多様化する相談に対応するため相談員増員などにより教育相談体制の充実に取り組みます。
- 「要保護児童対策地域協議会」\*と連携し、民生児童委員や地域見守り隊の支援を得ながら市民に広げる取組を進めます。

※ 要保護児童対策地域協議会は児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、要保護児童の早期発見及び適切な保護並びに要保護児童及び該当の要保護児童の家族に対する適切な支援を行うために、必要な情報の交換及び支援の内容の協議を行うために設けられた協議会のことです。本市では、平成 20 年 5 月より設置され、児童虐待、不登校等に取り組んでいます。

#### エ たくましく生きるための健康・体力づくり

- 運動することの喜びや楽しさを実感できるよう体育の授業の創意工夫を図るとともに、地域住民を対象として学校のグラウンドや体育館などの施設を一層開放することで、生涯スポーツに親しむ態度を育成します。
- クラブ員や部員の減少等に対応して、合同部活動など学校間で連携する取組を推進します。
- 食に関する指導計画の充実を図るとともに、食と健康の結びつきをわかりやすく指導し、一人一人が正しい食事のあり方や健全で望ましい食生活を身に付け、自らが健康管理をする力の育成に努めます。
- 学校の完全給食を進め、給食時間等を活用し、自然の恵みや動植物の命、食に関わる感謝の心をはぐくむとともに、地産地消により生産・流通・消費の理解を深め、食に対する態度の育成に努めます。
- 正しい生活習慣と健全な食生活を身に付けるため、家庭と学校の連携を深める取組を推進します。

#### オ 競技力の向上をめざすシステムの構築

- スポーツクラブ・競技団体等と連携を図り、学校の体育クラブや運動部活動への外部者指導を一層推進します。
- 学校教育の中だけでなく、日常生活でもスポーツをする機会、親しむ機会を提供するため、学校運動施設の一層の開放はもとより、社会体育施設の充実に努めます。

### (3) 特別支援教育の推進

すべての子どもが自己肯定感を持って生き生きと学べる環境をつくるために、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援します。

#### ア 生涯にわたる一貫した支援システムの構築

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の円滑な支援移行と自己実現のため、保健・福祉・医療・就労・教育の関係機関が連携する「特別支援福知山市連携協議会」において、地域に点在する支援やニーズを共通認識し、総合的に推進する支援システムの構築を図ります。

#### イ 通級指導教室の機能の充実

通級による指導対象者は年々増加しており、専門的なサポート機関として通級指導教室<sup>※</sup>の役割はますます重要となっています。教室の増設を京都府教育委員会に要望するとともに、保護者への支援や子どもが在籍する学校・学級担任と連携の強化を図りながら、それぞれの発達段階や障害特性に応じた個別支援を行うなど、その機能の充実に努めます。

※ 通級指導教室は、ことばや聞こえに障害のある子ども、発達障害のある子どもに対し、各教科の指導は通常の学級で行いつつ、心身の障害に応じた特別の指導を特別の場で行うという教育の一形態。惇明小学校、昭和小学校、南陵中学校、幼児部（昭和小学校）に設置。

#### ウ 特別支援連携チームによる学校(園)・保護者への巡回指導の充実

発達障害等のある子どもに関わる相談、具体的な支援、本人や家族への心理的なサポートを専門的な立場で行っています。在籍校(園)の特別支援教育コーディネーター等と連携を図りながら、共通理解のもと、本人支援・保護者支援・学校(園)支援を行うとともに、ニーズに応じた支援の充実を図ります。

#### エ 特別支援教育推進体制の更なる整備と専門性の高い指導者の育成

特別支援教育の推進にあたっては、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、障害に基づく種々の困難の改善・克服を図り、個性や能力を伸長させるよう個別の指導計画、教育支援計画を作成して取り組んでいます。専門性の高い指導者の育成が急務であり、引き続き教員の長期研修派遣を推進していくとともに、学校内においては、特別支援教育コーディネーターを中心として支援体制を整えることに努めます。

### (4) 幼稚園教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。家庭との連携を密にしながら、幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成し、小学校教育に向けて「学びの基礎」を育てる教育の充実を図ります。

#### ア 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼稚園教育の充実

幼児期の発達や地域の実態に応じた適切な教育課程の編成及び指導の充実を図るとともに、自然とのふれあいや社会体験を通して、自立と協働の基礎を育てます。

#### イ 発達障害のある幼児一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と園内体制の充実

各園の特別支援教育コーディネーターの研修を継続して行い、一人一人の実態に応じたサポートの充実を図るとともに、小学校へのスムーズな就学を支援するため、小学校との連携を強化する取組を進めます。

#### ウ 幼稚園を地域の乳幼児支援センターとする子育て支援機能の強化

就学前乳幼児を持つ地域の保護者が集う子育て支援活動の実施や、親と子が育ちの場として地域乳幼児子育て支援センターの役割機能の充実について検討を行います。

### (5) 学校教育環境の整備

子どもたちが自分の力を伸び伸びと発揮するためには、安心して生活できる環境が欠かせません。地域社会と一体となり、多くの市民の協力を得ながら安心・安全な学校づくりを推進します。また情報化社会の進展を生かし、より充実した学習がどの学校でもできるように教育環境の整備を進めます。

#### ア 情報活用能力の育成を目指した情報機器の充実や読書活動を促す環境整備

- 情報活用能力と情報に対するモラル、ネット社会における対応力を育成するとともに、わかりやすい授業を実施するためにコンピュータなどを活用した授業の推進に努めます。
- そのために、児童生徒一人に一台のコンピュータ整備と機器の定期的な更新に努めます。
- 教職員のコンピュータ活用研修を計画的に推進し、指導力を向上させるとともに、教育の情報化を進めます。
- 読書環境を充実するため「eーふくちやま」\*のネットワークを活用して、市立図書館を拠点とする小中学校図書館のオンライン化など図書情報の提供と共有化の方法について検討を行います。
- 学校図書の実質やボランティアを募っての学校図書館の読書環境を充実させ利用促進を図ります。

\* 「eーふくちやま」は本市が進める地域の情報格差の解消を目的とした施設整備事業で、光ファイバーを敷設することにより、高速インターネット接続環境の整備、テレビ難視聴対策、携帯電話の不感地域の解消などを図る。

## イ 安心・安全な学校づくり

- 本市の学校施設の耐震化率は平成22年9月30日現在で58.9%であり、対象となる全棟の耐震二次診断について平成24年度までの完了を目指し、耐震性のある建物と補強等が必要となる建物の把握に全力を尽くし、補強工事等を優先して速やかに実施します。
- 障害のある子どもの利便性や安全性を向上させるためにバリアフリーの整備に努めます。
- 子どもたちの安全を確保するため、警察や地域の見守り活動との連携強化を図るとともに、危機管理マニュアル等の整備と研修を推進します。
- 安心・安全メールの受信者を増やし、安全に関わる情報をいち速く市民に届けることで子どもたちの登下校（園）を支援する取組を広げます。

## (6)「教育のまち 福知山」の推進

知・徳・体の教育を進めるためには、家庭・地域・学校の連携するシステムの構築が必要であり、そのためには学校や本市教育委員会が家庭や地域から信頼されることが必要であります。積極的に情報を発信し、市民総がかりの教育と、開かれた学校、開かれた教育委員会を目指します。

## ア 市民総がかりの教育の推進

- 子どもたちの教育を市民全体で推進するため、「教育のまちづくり市民会議」で「教育の日」の設定やそのあり方などを検討し、市民全体が学校（園）教育への関心を高める取組を進めます。
- 親子・家族のコミュニケーションを密にするため、「教育のまちづくり市民会議」を設置し、「家族ふれあいの日」の設定やそのあり方などを検討し、絆を深める取組を市内の各事業所等の協力を得て進めます。

## イ 開かれた教育委員会の推進

- 市民の信頼に応える教育、開かれた教育行政を目指し、本市教育委員会の活動実績について、自己点検・評価を行い、その結果を議会だけではなく、ホームページ等で広く公開して説明責任を果たします。さらに、重要な施策を計画する際には、パブリックコメントなどを実施して広く

意見を聞き進めることとします。

- 深刻ないじめや暴力事象等、重大事案への対応を迅速に行うため、外部専門家などの協力を得ながら、本市教育委員会事務局内に学校支援チームの創設に向け体制を整備するとともに、学校への的確なサポート能力の育成とチーム員の資質向上に向けた取組を進めます。

#### イ 「(仮称)教育振興センター」の設立

- 本市独自の教育課題の解決に向けた取組や学力向上や児童生徒理解等を一層進めるためには、教職員の資質と指導力を高める研修を充実させることが必要です。
- 併せて適応指導教室や教育相談室の業務も一層充実させるため、教育支援センターとしての機能を持つ「(仮称) 福知山市教育振興センター」の設置に向け検討を進めます。

#### ウ 開かれた学校

- すべての市立学校・園において開かれた学校づくりを進め、家庭や地域の信頼に応え、連携した学校経営を実現するため、学校外部を含めた評価制度を一層充実し、結果の公表や学校運営の改善を図る体制づくりを進めます。
- 学校運営協議会制度について、研究指定校の活動等を検証のうえ学校運営協議会設置規則を策定し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。



## 2 市立学校の再編

複式学級のある学校は、現行の府の緩和措置による学級編制で 9 校あり、平成 28 年度には 12 校になることが見込まれます。また、今後、国の地域主権改革が推し進められ、学級編制や教職員の人事権が市町村等に移譲されることをも想定しておく必要があります。国の「標準法」に基づく学級編制をすれば、平成 28 年度の状況は、3 複式学級の学校が 4 校、2 複式学級のある学校が 8 校、1 複式学級のある学校が 1 校と想定されます。複式学級は全市の学校で 29 になることが見込まれます。

一方、現在の状況を考えると、子どもたちの成長にはできるだけ早い時期に教育環境の改善をはかることが必要です。しかし、学校の再編には保護者と地域住民の理解と協力が不可欠です。また、保護者・地域住民との話し合いを丁寧に進めるためには相当期間を要します。さらに、統合等に合意があっても教育課程など綿密な計画を立て、子どもたちの教育環境の準備に時間をかけることが必要です。

こうしたことから、本市の複数の学校で再編を同時にスタートすることは不可能なことを考え、前期及び後期に分け推進します。

この市立学校の再編にかかる実施計画は、本市教育委員会が市民の皆さまへ適正規模・適正配置の実施を提案するものです。個別の地域の皆さまと話し合いを重ね理解と協力を得て進めていきます。

### (1) 再編のための検討手順および手法

- 再編は統廃合を基本に進めます。
  - ・ 複式学級の解消を念頭に、統廃合を検討します。
  - ・ 小学校は、基本的に現在の中学校区単位での統廃合を検討します。
  - ・ 中学校は、生徒数の推移を見守ります。必要な場合は、隣接校を基本に検討します。
  - ・ 児童生徒数の将来推計も要因に統合を検討します。

#### ア 検討手順

複式学級のある学校の解消に向け具体的な方策を検討するにあたっては、小学校は中学校区毎に、中学校は隣接校を基本に以下の項目を中心として各校の状況等を項目として整理・確認します。

- ①学校の沿革及び学区の概況（学校の歴史、児童生徒数推移、小学校と中学校の学区の関係、地域の状況）、小中学校の接続関係
- ②現在の学校のままでの児童生徒数、学級数の将来推計
- ③隣接校も含めた児童生徒数、学級数の将来推計
- ④隣接校との地理的状況、通学上の安全性、通学手段、その他特記事項

## イ 検討手法

### (ア)手法の検討

検討の手順により各校の状況を確認し統廃合を次の考え方にしたがって検討します。

#### ①対象校の将来推計

複式学級の解消が課題であるため、対象の学校は推進の時点または将来的に複式学級がある学校とします。したがって、将来推計において複式学級の設置とならない学校は、当面その推移を見守ります。

なお、検討対象校の学区を含む周辺地域において、大規模な都市開発等の具体的な計画がある、或いは既に進行中の場合には、対象校及び隣接校の児童生徒数が大幅に変動することが考えられ、その結果いかんでは、採りうる手法も異なってくる可能性があるため、この場合も開発等の動向を見守ります。

#### ②隣接校の学校規模

複式学級の解消の方法は、統廃合を基本とします。したがって、検討する際には、次に記述するように隣接校との通学距離とともに、当該隣接校が、適正規模を満たしているのかいないのか、或いは適正規模の許容範囲を上回る規模なのかを、将来にわたって把握して検討します。

#### ③通学距離

統合後に通学することになる学校の通学距離は小学校4km、中学校6km以内が適切と考えますが、それを超えるような場合であっても、公共交通機関やスクールバスを利用することが可能と考えられる場合には、児童生徒の負担を考慮しながら検討することにします。

また、徒歩あるいは、公共交通機関やスクールバスを利用した場合においても、児童生徒の負担や通学の実態などを考慮すれば、所要時間は1時間程度を目安にします。

## (イ)相手校の検討

(ア)により、複式学級のある学校を解消するための手法として、統廃合が適切と考えられる学校については、その場合の相手校としてどこが最適なのかについて、以下の考え方に従い検討を行います。

### ①相手校検討の順位

隣接校が複数存在し、その中に適正規模若しくは望ましい規模未満の学校がある場合には、まず、その学校との統廃合による適正規模確保の可能性を検討し、次に他の適正規模の基準を満たす学校との統廃合について検討します。

### ②統合後の学校規模

統合後の学級数については、小学校 6 学級以上、中学校 3 学級以上を満たし、かつ、25 学級以上の大規模校とならないよう検討します。

さらに、複式学級の解消は、児童生徒が豊かな人間関係や社会性をはぐくみ、学習効果においても多様な意見や考え方にふれ、確かな学力を身に付けるという教育効果の視点から、20 人程度で構成する学級集団を弾力的な目安とします。また、統廃合を行う時点だけでなく、将来的にも各学年に 1 学級以上のある学校を確保できるよう検討します。

### ③地理的接続状況、通学上の安全性

隣接校との道路等の接続状況については、安全面や児童生徒の負担などに大きな問題がないということを前提に検討します。

そのうえで、通学距離や利便性、地形の状況などを勘案し、最も条件が良いと思われる学校を総合的に判断します。総合的な判断には、地域コミュニティや学校及び地域の歴史・文化等の要素も含みます。

## (ウ)その他の留意事項

### ①自治会の区域との関係

自治会の区域と学区については、区界が一致することが望ましいことですが、現在でも、全て一致している状態でなく、必ず合致するものではないと考えます。

### ②学区の分割による適正規模の確保

対象校や相手校の学区を分割し、振り分けることについては、一つの学校を中心に行われてきた地域活動が分断されてしまうなどの弊害・課

題があることから、地理的な状況から通学が困難な場合など、やむを得ない事情がある場合を除き、現在の学区をそのまま統廃合することが適当であると考えます。

## (2) 再編の対象校

平成 22 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳のデータから各学校の学校規模の推移は【資料：表 7】のようになり、複式学級の設置が見込まれる学校を検討対象校として、小学校においては中学校区内の統廃合を基本に複式学級の解消を目指します。

中学校においては、現在推計できる 34 年度までの学級編制において、複式学級が設置される学校はありません。しかしながら、川口中学校、三和中学校、夜久野中学校において 20 人未満の学級が見込まれるため、注意深く見守る必要があります。

**【保護者や地域住民の意向を尊重し、理解と協力を得て進めます。】**

平成 28 年度までに複式学級の設置が見込まれる学校	再編が考えられる相手校		(参考) 最短距離の小学校	
	中学校区の小学校			
天津小学校	成和中学校	修斉小学校	上川口小学校 (川口中学校区)	2.9km
上六人部小学校	六人部中学校	中六人部小学校 下六人部小学校	中六人部小学校	4.6km
中六人部小学校	六人部中学校	上六人部小学校 下六人部小学校	下六人部小学校	3.6km
三岳小学校	川口中学校	上川口小学校 金谷小学校	上川口小学校	5.4km
金谷小学校	川口中学校	上川口小学校 三岳小学校	明正小学校 (夜久野中学校区)	4.4km
佐賀小学校	日新中学校	遷喬小学校 成仁小学校	成仁小学校	4.2km
菟原小学校	三和中学校	細見小学校 川合小学校	細見小学校	3.7km

川合小学校	三和中学校	細見小学校 菟原小学校	細見小学校	5.2km
精華小学校	夜久野中学校	育英小学校 明正小学校	育英小学校	3.6km
育英小学校	夜久野中学校	精華小学校 明正小学校	精華小学校	3.6km
明正小学校	夜久野中学校	精華小学校 育英小学校	金谷小学校 (川口中学校区)	4.4km
有仁小学校	大江中学校	美河小学校 美鈴小学校	美河小学校	4.8km



### (3) 前期計画

学級、学校規模及び学校配置は教育環境と教育条件の一つであり、その適正化の推進は教育の機会均等の確保と教育効果を高めるために進めるもので、本市の実情から複式学級の解消を緊急の課題とするものです。

このため、平成 28 年度までの学級編制で、複式学級の設置が見込まれる 12 校を対象に進めるべきではありますが、前述のとおり統廃合や学区修正には多くの時間を要することになります。このため、全市的な視野に立ち最も緊急に取り組むべき学校と、保護者や地域住民からの要望がある地域の学校を前期計画として平成 27 年度を目標に進めます。

**①保護者、地域住民の理解と協力を得て進めることが大切なこと**  
**②子どもたちの成長を考えるとできるだけ早い対応が必要なことから**  
**要望のある地域の学校を早期に進めることを基本にします。**

#### ア 小学校

- ・二つの複式学級が設置される学校を対象として複式学級を解消し、各学年に単学級を確保します。
- ・そのうえで単学級が確保されたとしても、一定の学級規模を確保することにより、学級内での学び合いを高めることをねらいとします。
- ・市内小学校を全校で現在の 26 校から 21 校を目途に再編します。

#### イ 中学校

- ・現在推計が可能な平成 34 年まで複式学級の設置される学校はありません。
- ・後期計画まで推移を見守ります。

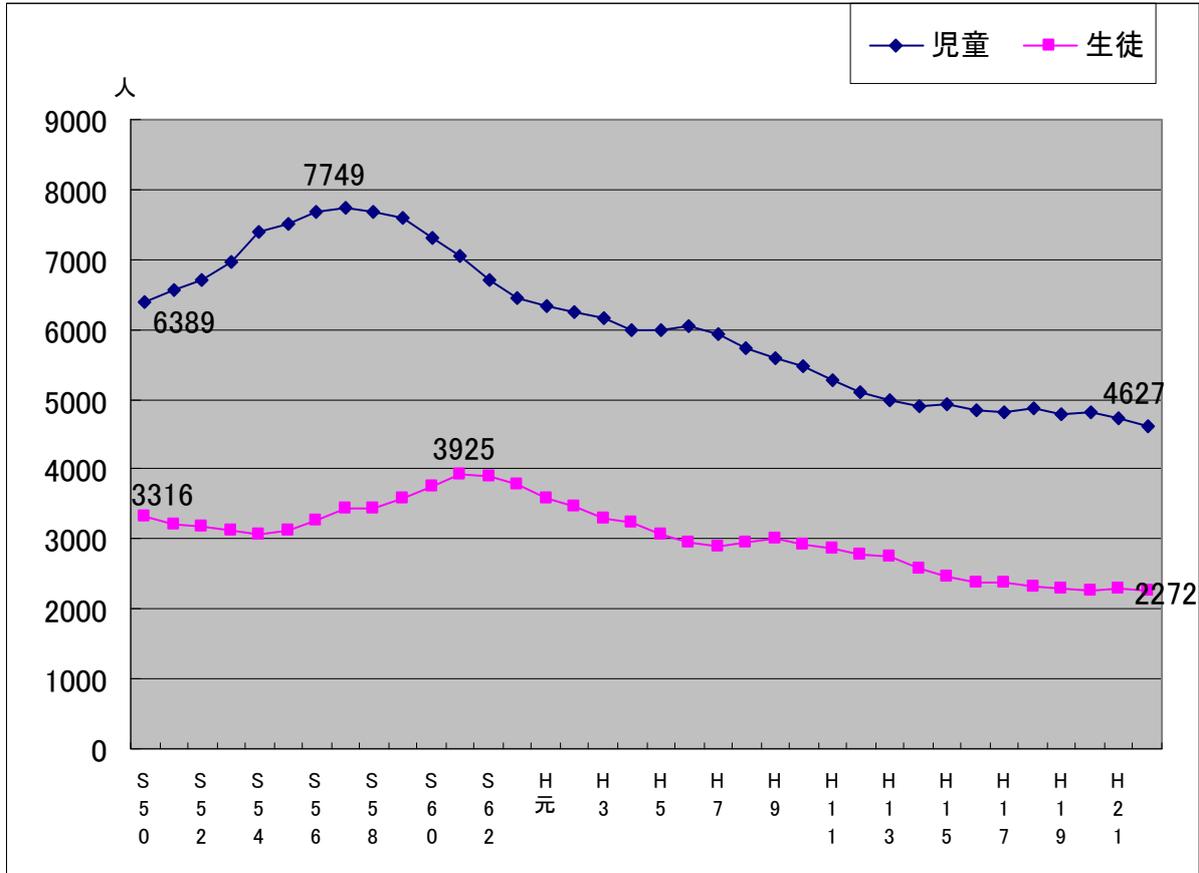
#### (4) 後期計画

平成 22 年 4 月以降の出生による将来の児童生徒数の推移を見極め、前期計画における保護者や地域住民との話し合いと国や府の制度改正の動向を考慮しながら、平成 26 年度に見直し作業を行い、後期計画を決定して平成 32 年度を目標に進めます。



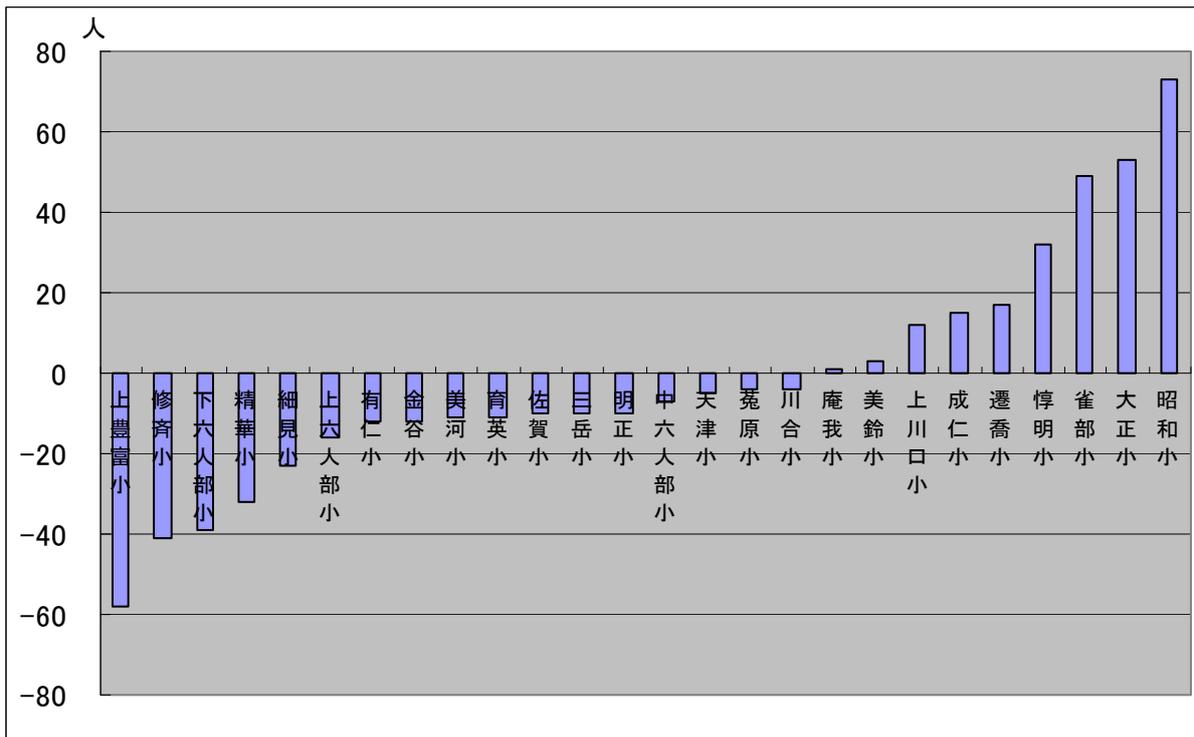
市立学校児童生徒の推移

【図1】



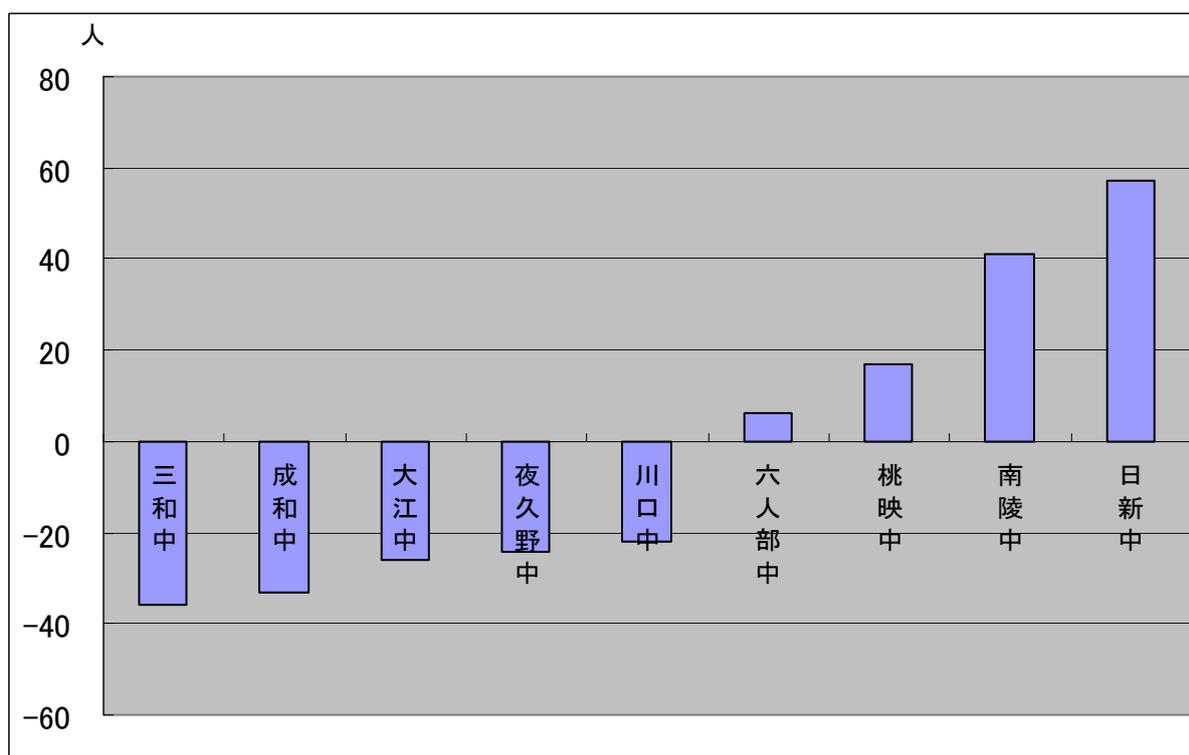
小学校別児童数の増減（平成28年度－平成22年度）

【図2】



中学校別生徒数の増減（平成 28 年度－平成 22 年度）

【図 3】



## 学校別児童生徒数と今後の推移

【表 1】

平成 22 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳のデータから 単位：人

学校名			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
児童数	惇 明 小		531	537	529	539	543	549	563
	昭 和 小		650	659	651	663	694	699	723
	大 正 小		376	381	386	396	404	416	429
	雀 部 小		536	556	543	553	547	561	585
	庵 我 小		106	109	109	114	111	105	107
	修 斉 小		454	440	439	436	414	420	413
	遷 喬 小		287	285	288	284	304	300	304
	天 津 小		44	42	39	44	43	39	39
	上 豊 富 小		142	130	128	111	105	97	84
	上 六 人 部 小		50	53	56	53	43	40	34
	中 六 人 部 小		33	30	29	32	31	31	26
	下 六 人 部 小		407	402	372	381	371	373	368
	上 川 口 小		72	78	77	88	77	80	84
	三 岳 小		29	32	29	26	26	20	19
	金 谷 小		37	40	40	32	30	25	25
	公 誠 小				休		校		
	佐 賀 小		37	35	31	29	31	26	27
	成 仁 小		331	372	374	382	369	354	346
	菟 原 小		40	36	38	33	36	37	36
	細 見 小		74	63	61	54	53	52	51
	川 合 小		19	16	20	18	19	15	15
	精 華 小		67	64	63	59	47	41	35
	育 英 小		34	27	27	25	22	23	23
	明 正 小		54	57	54	44	46	40	44
美 河 小		121	106	105	113	109	105	110	
美 鈴 小		43	46	51	48	47	44	46	
有 仁 小		53	51	48	44	37	44	41	
	計		4,627	4,647	4,587	4,601	4,559	4,536	4,577
生徒数	桃 映 中		273	283	277	264	276	280	290
	南 陵 中		487	510	528	548	536	543	528
	成 和 中		337	348	346	322	320	306	304
	六 人 部 中		235	229	252	237	253	227	241
	川 口 中		101	89	73	59	73	78	79
	日 新 中		520	530	567	584	606	588	577
	三 和 中		92	89	74	77	71	66	56
	夜 久 野 中		98	88	88	81	80	80	74
	大 江 中		129	127	118	114	109	109	103
		計		2,272	2,293	2,323	2,286	2,324	2,277

府の学級編制の基準による複式学級の状況と予測

【表 2】

年度	1複式学級						2複式学級				3複式学級				合計	比率 %
	数	内訳					数	内訳			数	内訳				
22	8	天津	中六人部	三岳	金谷	佐賀	1	川合			0				9	34.6
		菟原	育英	美鈴												
23	8	天津	中六人部	三岳	金谷	佐賀	1	川合			0				9	34.6
		菟原	育英	有仁												
24	7	天津	中六人部	三岳	佐賀	菟原	1	川合			0				8	30.8
		育英	有仁													
25	8	天津	中六人部	三岳	金谷	佐賀	1	川合			0				9	34.6
		菟原	育英	有仁												
26	8	天津	中六人部	三岳	金谷	佐賀	2	川合	育英		0				10	38.5
		菟原	明正	有仁												
27	8	天津	上六人部	中六人部	金谷	佐賀	3	三岳	川合	育英	0				11	42.3
		菟原	明正	有仁												
28	9	天津	上六人部	中六人部	金谷	佐賀	3	三岳	川合	育英	0				12	46.2
		菟原	精華	明正	有仁											

\* 比率は、休校の公誠小学校を含めていません。

国の学級編制の基準による複式学級の予測

【表 3】

年度	1複式学級				2複式学級					3複式学級				合計	比率 %	
	数	内訳			数	内訳				数	内訳					
22	2	上六人部	美鈴		7	天津	中六人部	三岳	金谷	佐賀	2	川合	育英		11	42.3
						菟原	明正									
23	5	上六人部	菟原	細見	5	天津	三岳	金谷	佐賀	美鈴	3	中六人部	川合	育英	13	50
		明正	有仁													
24	5	上六人部	細見	明正	5	天津	金谷	佐賀	菟原	育英	3	中六人部	三岳	川合	13	50
		美鈴	有仁													
25	5	上六人部	細見	精華	6	天津	中六人部	金谷	菟原	育英	3	三岳	佐賀	川合	14	53.8
		明正	美鈴			有仁										
26	3	細見	明正	美鈴	8	天津	上六人部	中六人部	金谷	佐賀	3	三岳	川合	育英	14	53.8
						菟原	精華	有仁								
27	2	細見	明正		9	天津	上六人部	中六人部	金谷	佐賀	3	三岳	川合	育英	14	53.8
						菟原	精華	美鈴	有仁							
28	1	美鈴			8	天津	上六人部	金谷	菟原	精華	4	中六人部	三岳	佐賀	13	50
						育英	明正	有仁					川合			

学校別学年別男女児童生徒数

【表 4】

平成 22 年 5 月 1 日現在 単位：人

学校名	1学年			2学年			3学年			4学年			5学年			6学年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
惇明小	31	44	75	57	43	100	46	41	87	50	40	90	55	35	90	44	45	89	283	248	531
昭和小	60	50	110	54	55	109	48	53	101	57	52	109	49	62	111	56	54	110	324	326	650
大正小	30	26	56	33	31	64	36	35	71	31	22	53	40	32	72	24	36	60	194	182	376
雀部小	33	42	75	50	41	91	49	47	96	36	46	82	52	51	103	46	43	89	266	270	536
庵我小	4	11	15	12	9	21	8	12	20	7	2	9	9	11	20	11	10	21	51	55	106
修斉小	37	32	69	34	31	65	44	43	87	36	34	70	40	34	74	47	42	89	238	216	454
遷喬小	23	27	50	26	23	49	22	20	42	16	29	45	24	29	53	24	24	48	135	152	287
天津小	3	3	6	4	6	10	4	3	7	2	3	5	5	6	11	1	4	5	19	25	44
上豊富小	10	14	24	11	9	20	15	9	24	15	11	26	11	12	23	12	13	25	74	68	142
上六人部小	2	6	8	6	2	8	6	5	11	6	4	10	5	3	8	2	3	5	27	23	50
中六人部小	4	2	6	4	2	6	2	4	6	1	2	3	2	5	7	1	4	5	14	19	33
下六人部小	44	30	74	26	34	60	30	38	68	37	24	61	45	40	85	32	27	59	214	193	407
上川口小	8	4	12	4	7	11	12	8	20	5	2	7	8	3	11	6	5	11	43	29	72
三岳小	3	2	5	4	3	7	2	1	3	4	3	7	3	2	5	1	1	2	17	12	29
金谷小	2	4	6	3	4	7	3	5	8	2	6	8	2	2	4	2	2	4	14	23	37
公誠小							休					校									
佐賀小	3	0	3	4	3	7	2	3	5	3	3	6	3	5	8	4	4	8	19	18	37
成仁小	34	20	54	30	29	59	38	26	64	25	29	54	32	28	60	15	25	40	174	157	331
菟原小	3	3	6	2	2	4	4	0	4	6	9	15	1	3	4	4	3	7	20	20	40
細見小	5	6	11	3	2	5	13	3	16	7	4	11	7	8	15	6	10	16	41	33	74
川合小	2	0	2	6	0	6	0	2	2	2	1	3	1	0	1	2	3	5	13	6	19
精華小	5	8	13	6	6	12	5	10	15	6	3	9	8	2	10	3	5	8	33	34	67
育英小	2	3	5	1	2	3	1	3	4	1	5	6	4	3	7	6	3	9	15	19	34
明正小	2	4	6	7	4	11	4	1	5	7	8	15	4	5	9	6	2	8	30	24	54
美河小	7	10	17	16	5	21	12	6	18	4	11	15	9	12	21	13	16	29	61	60	121
美鈴小	0	4	4	5	4	9	6	3	9	5	5	10	3	2	5	4	2	6	23	20	43
有仁小	5	2	7	2	3	5	8	5	13	5	4	9	7	2	9	5	5	10	32	21	53
桃映中	47	41	88	65	38	103	41	41	82										153	120	273
南陵中	85	74	159	87	83	170	73	85	158										245	242	487
成和中	59	64	123	59	49	108	55	51	106										173	164	337
六人部中	51	36	87	36	39	75	40	33	73										127	108	235
川口中	19	17	36	17	19	36	17	12	29										53	48	101
日新中	76	90	166	83	100	183	82	89	171										241	279	520
三和中	12	14	26	22	13	35	13	18	31										47	45	92
夜久野中	24	13	37	15	11	26	17	18	35										56	42	98
大江中	23	15	38	18	26	44	23	24	47										64	65	129

## 学校選択制

【表 5】

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができ（学校教育法施行規則第 32 条）、この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を「学校選択制」といいます。この学校選択制には、主に以下のようなタイプがあります。

自由選択制	市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

## 区域外通学

【表 6】

市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときは、市町村内の他の学校に変更することができます（学校教育法施行令第 8 条）。そして、この場合の要件及び手続きに関する必要な事項を定め、公表するものとされています（学校教育法施行規則第 33 条）。

本市では、区域外通学許可基準を定め、入学通知の送付と併せて保護者に周知しているところです。

### 福知山市区域外通学許可基準

事 由	許 可 期 限
卒業学年及び学期途中の住所の異動で、前住所地の学校を希望する場合	学期末 但し最終学年については年度末
1年以内に住所の異動が確定的で、新住所地の学校を希望する場合	住民票異動日
1年以内に仮転居し、必ずもとの校区に帰ることが明らかで、前住所地の学校を希望する場合	仮転居終了日又は年度末
身体虚弱及び特別支援学級入級のため、定められた学校に通学することが不可能な場合	入級終了日
私立、府立中学校に入学する場合	卒業又は退学日
その他教育長が教育的配慮を必要と判断した場合（いじめ、不登校等）	年度末

※ 平成 18 年 3 月 30 日付の文部科学省通知（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等及び学校教育法施行令第 8 条に基づく就学校の変更の取扱いについて（通知）」）には、就学校の変更が認められてよい事由として、①いじめへの対応、②通学の利便性、③部活動等学校独自の活動が例示されています。

## 府学級編制基準による学校規模の推移

【表 7】

## ア 小学校

(ア) 過大規模校 31 学級以上

過大規模校はありません。

(イ) 大規模校 25 学級から 30 学級

大規模校はありません。

(ウ) 適正規模 12 学級から 18 学級 (19 学級から 24 学級は許容範囲)

学校名	H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度		H28 年度	
	級	人数												
惇明小	17	522	18	530	19	526	19	537	19	541	19	547	19	562
昭和小	22	646	22	655	22	648	23	660	24	692	23	698	24	722
雀部小	18	532	18	551	18	538	19	550	19	546	19	560	19	584
大正小	14	372	14	378	13	383	13	393	13	402	13	415	14	428
修斉小	15	449	14	436	14	436	15	435	15	413	15	419	14	412
遷喬小	12	284	12	282	12	286	12	283	12	304	12	300	12	304
下六人部小	13	400	13	397	13	369	13	379	13	370	14	373	13	368
成仁小	12	327	13	369	13	371	13	379	13	368	13	354	13	346

(エ) 小規模校 6 学級から 11 学級

学校名	H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度		H28 年度	
	級	人数												
庵我小	6	106	6	109	6	109	6	114	6	111	6	105	6	107
上豊富小	6	141	6	130	6	128	6	111	6	105	6	97	6	84
上川口小	6	72	6	78	6	77	6	88	6	77	6	80	6	84
細見小	6	74	6	63	6	61	6	54	6	53	6	52	6	51
美河小	6	119	6	104	6	104	6	112	6	109	6	105	6	110
美鈴小	5	43	6	46	6	51	6	48	6	47	6	44	6	46

(オ) 過少規模校 (複式学級 1 が設置の学校)

学校名	H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度		H28 年度	
	級	人数												
天津小	5	41	5	39	5	38	5	44	5	43	5	39	5	39
上六人部小	6	50	6	53	6	56	6	53	6	43	5	40	5	34
中六人部小	5	33	5	30	5	29	5	32	5	31	5	31	5	26
金谷小	5	34	5	38	6	38	4	30	4	30	4	25	4	25
佐賀小	5	37	5	35	5	31	5	29	5	31	5	26	5	27
菟原小	5	40	5	36	5	38	5	33	5	36	5	37	5	36

精華小	6	66	6	63	6	62	6	58	6	47	5	41	5	35
明正小	6	53	6	56	6	54	6	44	5	46	5	40	5	44
有仁小	6	53	5	51	5	48	5	44	5	37	5	44	5	41

(カ) 過少規模校（複式学級 2 が設置の学校）

学校名	H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度		H28 年度	
	級	人数												
三岳小	5	29	5	32	5	29	5	26	5	26	4	20	4	19
川合小	4	19	4	16	4	20	4	18	4	19	4	15	4	15
育英小	5	32	5	26	5	26	5	25	4	22	4	23	4	23

イ 中学校

(ア) 過大規模校 31 学級以上

過大規模校はありません。

(イ) 大規模校 25 学級から 30 学級

大規模校はありません。

(ウ) 適正規模 12 学級から 18 学級

学校名	H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度		H28 年度	
	級	人数												
南陵中	13	477	14	501	14	517	15	539	15	529	15	540	15	526
日新中	15	513	15	524	16	564	16	579	16	597	16	579	16	577

(エ) 小規模校・過少規模校

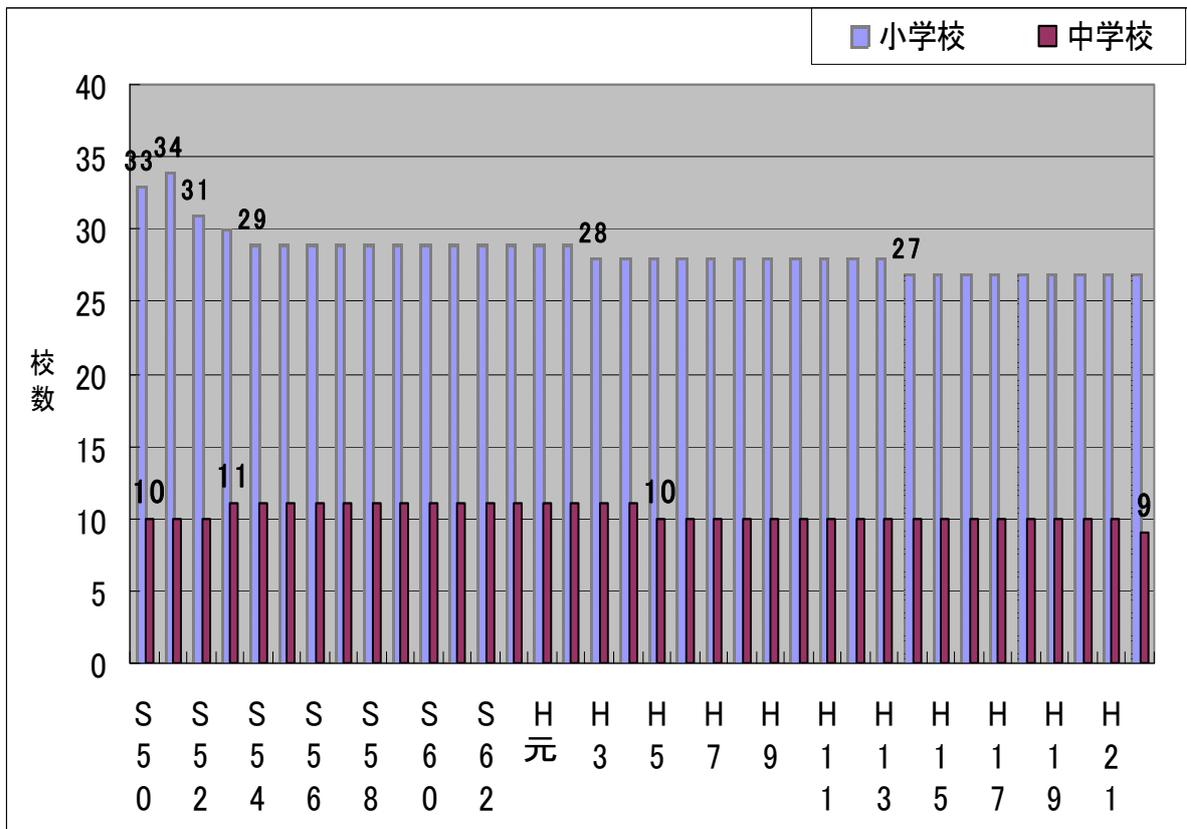
学校名	H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度		H28 年度	
	級	人数												
桃映中	9	269	9	277	9	274	8	261	8	275	8	278	9	287
成和中	10	334	10	344	10	340	9	313	9	314	9	303	9	304
六人部中	7	233	7	227	8	248	7	232	8	249	7	224	8	239
川口中	3	98	3	86	3	71	3	58	3	71	3	76	3	77
三和中	3	90	3	89	3	74	3	77	3	71	3	66	3	56
夜久野中	3	96	3	85	3	84	3	78	3	77	3	78	3	73
大江中	5	128	5	127	4	117	4	113	3	107	3	108	3	102

(オ) 過少規模校 複式学級のある学校

複式学級のある過少規模校はありません。

上記表中、児童生徒数、学級数からは特別支援学級は除いています。

市立学校数の推移

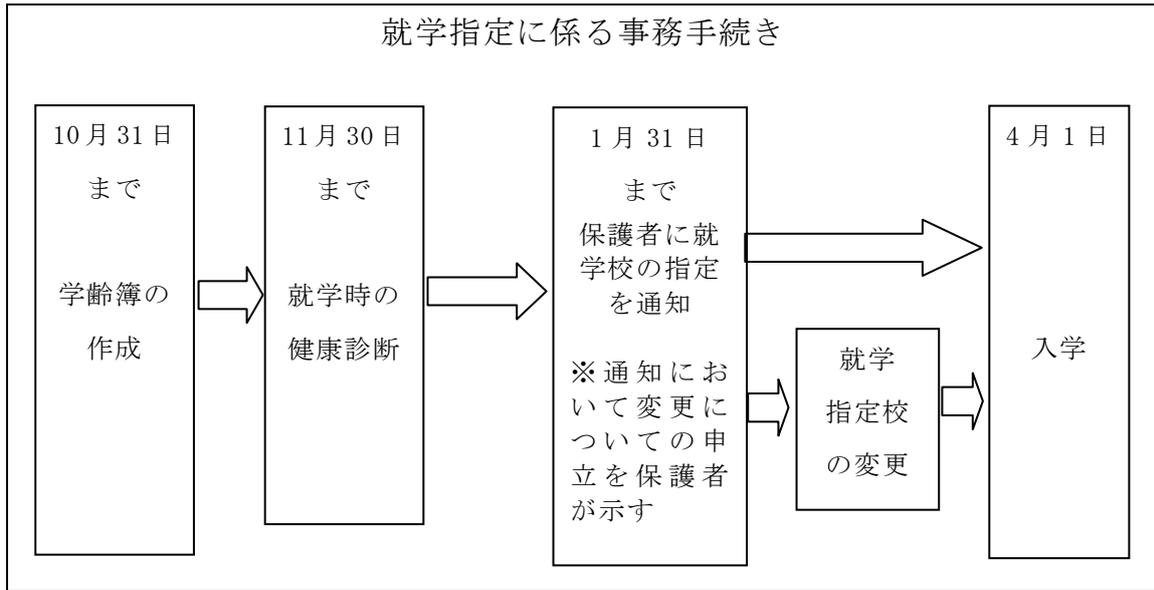


## 学校別学級当たり児童生徒数

平成 22 年 5 月 1 日現在      単位：人

小学校	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
惇 明	37.0	33.3	29.0	29.7	28.7	28.7	30.7
昭 和	36.7	36.0	25.0	27.3	27.5	27.3	29.4
大 正	28.0	31.5	23.3	26.5	24.0	29.0	26.6
雀 部	37.5	30.3	31.3	26.7	25.8	29.7	29.6
庵 我	15.0	21.0	20.0	9.0	20.0	21.0	17.7
修 斉	34.5	32.5	29.0	34.0	24.3	29.0	29.9
遷 喬	25.0	24.5	20.5	22.0	26.0	24.0	23.7
天 津	6.0	10.0	11.0		9.0	5.0	8.2
上 豊 富	24.0	20.0	24.0	26.0	23.0	24.0	23.5
上六人部	8.0	8.0	11.0	10.0	8.0	5.0	8.3
中六人部	6.0	12.0		3.0	7.0	5.0	6.6
下六人部	37.0	29.5	33.5	30.0	27.7	28.5	30.8
上 川 口	12.0	11.0	20.0	7.0	11.0	11.0	12.0
三 岳	5.0	7.0	10.0		5.0	2.0	5.8
金 谷	6.0	7.0	6.0	8.0	7.0		6.8
佐 賀	3.0	12.0		6.0	8.0	8.0	7.4
成 仁	27.0	29.0	31.0	27.0	30.0	19.5	27.3
菟 原	6.0	8.0		15.0	4.0	7.0	8.0
細 見	11.0	5.0	16.0	11.0	15.0	16.0	12.3
川 合	2.0	8.0		4.0		5.0	4.8
精 華	13.0	12.0	14.0	9.0	10.0	8.0	11.0
育 英	5.0	7.0		5.0	7.0	8.0	6.4
明 正	6.0	11.0	5.0	15.0	8.0	8.0	8.8
美 河	17.0	21.0	17.0	15.0	20.0	29.0	19.8
美 鈴	4.0	9.0	9.0	10.0	11.0		8.6
有 仁	7.0	5.0	13.0	9.0	9.0	10.0	8.8

中学校	1 年	2 年	3 年	合計
桃 映	29.3	33.3	27.0	29.9
南 陵	39.0	33.4	38.5	36.7
成 和	30.8	35.7	26.0	30.4
六 人 部	29.0	37.5	35.5	33.3
川 口	35.0	35.0	28.0	32.7
日 新	33.0	35.8	33.8	34.2
三 和	26.0	35.0	29.0	30.0
夜 久 野	35.0	26.0	35.0	32.0
大 江	19.0	22.0	23.0	21.3



## 通 学 区 域

「福知山市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則」

### 小学校通学区域

学校名	通学区域
惇明小学校	京町、呉服町、長町、上新町、下新町、鍛冶町、上紺屋町、東中ノ町、中ノ町、西中ノ町、南栄町、北栄町、駅前町、内記一丁目、内記二丁目、内記三丁目、内記四丁目、内記五丁目、内記六丁目、内記六丁目北、岡ノ一町、岡ノ二町、岡ノ三町、岡ノ上町、東岡町、西岡町、広峯町、陵北町、南岡町、緑ヶ丘町、北岡町、旭が丘、つつじが丘、夕陽が丘、南天田町、丸田ヶ丘、室
昭和小学校	下柳町、菱屋町、下紺屋町、西町、寺町、鋳物師町、和久市町、昭和新町、東本町、西本町、南本町、北本町一区、北本町二区、上篠尾一区、上篠尾二区、下篠尾、篠尾新町、東羽合、西羽合、南羽合、北羽合、向野、厚中間屋町、厚東町
大正小学校	荒木、森垣、日吉ヶ丘、高畑、水内、本堀、南本堀、野家、東小谷ヶ丘、西小谷ヶ丘、南小谷ヶ丘、北小谷ヶ丘、内田町、蛇ヶ端、堀口、東堀

雀部小学校	土師新町南、土師新町東、土師町、土師宮町、前田、小松ヶ丘、東佳屋野町、西佳屋野町、南佳屋野町、秋津が丘、川北（小字三石を除く。）
庵我小学校	猪崎、城山、下猪崎、中、中村団地、池部、安井、筈巻
修斉小学校	上荒河、下荒河、かしの木台、岩井新町、岩井、奥野部、和久寺、大門、さつきヶ丘、拝師、山崎、額塚、今安、半田、新庄、厚、正明寺、市寺
遷喬小学校	土、東野町、聖佳町、南土野町、石原、観音寺、興、戸田、川北（小字三石）
天津小学校	下天津、一尾、瘤木、勅使、牧、石本、波江、漆端、下野条、上野条、行積、長尾
上豊富小学校	石場、畑中、辻、北山、小牧、下戸、法用、談、樽水、甘栗、茅ノ台、口榎原、奥榎原
上六人部小学校	萩原、上野、生野、堀越、正後寺、坂室、三俣、池田、岩崎
中六人部小学校	島田、野間仁田、下地、中地、後正寺、大内山田、笹場、口田野、田野山田
下六人部小学校	多保市、駒場新町、長田南、長田北、上松、長田段、市の谷、大野、岩間、長田野町一丁目、長田野町二丁目、長田野町三丁目
上川口小学校	野花、立原、十二、六十内、十三丘、住所大山、下小田、小田、夷、上下大内、大呂、天座一区、天座二区、坂浦、雲原
三岳小学校	一ノ宮、日尾、新宮、常願寺、下佐々木、中佐々木、上佐々木、喜多
金谷小学校	猪野々、梅谷、宮垣、田和、大見長祖、野笹、鴨野町
佐賀小学校	私市、報恩寺、印内、山野口
成仁小学校	大池坂町、中坂町、長山町、平野町、桔梗が丘
菟原小学校	菟原下一、菟原下二、菟原中、高杉、友渕、大身
細見小学校	西松、田ノ谷、中出、辻、千束、寺尾、草山、芦渕、梅原、みわ
川合小学校	大原、台頭、上川合、峠、下川合、加用
精華小学校	門垣、副谷、山中、金谷、大峠、桑谷、西垣、宮垣、栗尾、才谷、中田、上町、三谷、羽白、田谷垣、現世、今西、田谷、平野、水上、水坂、駅前、奥水坂、夜久野

育英小学校	日置、末、高内、大油子、小倉
明正小学校	今里、柿本、稲垣、金尾、西谷、桑村、小畑、今西中、井田、下町、上町、且、奥、向、上千原、中千原、下千原
美河小学校	上野、波美、金屋（小字由里垣を除く。）、関、下町、中央、清水、新町、蓼原、小谷、小原田、公庄下、公庄上、日藤、千原、尾藤口、尾藤奥、東部、常津、在田、西部、夏間、夏間グリーンヒル
美鈴小学校	佛性寺、毛原、北原、内宮、二俣一、二俣二、二俣三、天田内、橋谷、金屋（小字由里垣）、美鈴新
有仁小学校	南一、南二、南三、南四、北一、北二、北三、北四、二箇上、二箇下、市原、三河、高津江

#### 中学校通学区域

学校名	通学区域
桃映中学校	京町、呉服町、長町、上新町、下新町、鍛冶町、上紺屋町、内記一丁目、内記二丁目、内記三丁目、内記四丁目、岡ノ一町、岡ノ二町、岡ノ三町、荒木、森垣、日吉ヶ丘、高畑、水内、本堀、南本堀、野家、東小谷ヶ丘、西小谷ヶ丘、南小谷ヶ丘、北小谷ヶ丘、内田町、蛇ヶ端、堀口、東堀、猪崎、城山、下猪崎、中、中村団地、池部、安井、筈巻
南陵中学校	東中ノ町、中ノ町、西中ノ町、南栄町、北栄町、駅前町、内記五丁目、内記六丁目、内記六丁目北、岡ノ上町、東岡町、西岡町、広峯町、陵北町、南岡町、緑ヶ丘町、北岡町、旭が丘、つつじが丘、夕陽が丘、南天田町、丸田ヶ丘、下柳町、菱屋町、下紺屋町、西町、寺町、鋳物師町、和久市町、昭和新町、東本町、西本町、南本町、北本町一区、北本町二区、上篠尾一区、上篠尾二区、下篠尾、篠尾新町、東羽合、西羽合、南羽合、北羽合、向野、厚中間屋町、厚東町
成和中学校	上荒河、下荒河、かしの木台、岩井新町、岩井、奥野部、和久寺、大門、さつきヶ丘、拝師、山崎、額塚、今安、半田、新庄、厚、正明寺、市寺、下天津、一尾、瘤木、勅使、牧、石本、波江、漆端、下野条、上野条、行積、長尾、石場、畑中、辻、北山、小牧、下戸、法用、談、樽水、甘栗、茅ノ台、口榎原、奥榎原、室

六人部中学校	萩原、上野、生野、堀越、正後寺、坂室、三俣、池田、岩崎、島田、野間仁田、下地、中地、後正寺、大内山田、笹場、口田野、田野山田、多保市、駒場新町、長田南、長田北、上松、長田段、市の谷、大野、岩間、長田野町一丁目、長田野町二丁目、長田野町三丁目
川口中学校	野花、立原、十二、六十内、十三丘、住所大山、下小田、小田、夷、上下大内、大呂、一ノ宮、日尾、新宮、常願寺、下佐々木、中佐々木、上佐々木、喜多、猪野々、梅谷、宮垣、田和、大見長祖、野笹、鴨野町、天座一区、天座二区、坂浦、雲原
日新中学校	土師新町南、土師新町東、土師町、土師宮町、前田、小松ヶ丘、東佳屋野町、西佳屋野町、南佳屋野町、秋津が丘、川北、土、東野町、聖佳町、石原、観音寺、興、戸田、南土野町、大池坂町、中坂町、長山町、平野町、桔梗が丘、私市、報恩寺、印内、山野口
三和中学校	菟原下一、菟原下二、菟原中、高杉、友渕、大身、西松、田ノ谷、中出、辻、千束、寺尾、草山、芦渕、梅原、大原、台頭、上川合、岬、下川合、加用、みわ
夜久野中学校	門垣、副谷、山中、金谷、大峠、桑谷、西垣、宮垣、栗尾、才谷、中田、上町、三谷、羽白、田谷垣、現世、今西、田谷、平野、水上、水坂、駅前、奥水坂、夜久野、日置、末、高内、大油子、小倉、今里、柿本、稲垣、金尾、西谷、桑村、小畑、今西中、井田、下町、上町、且、奥、尚、上千原、中千原、下千原
大江中学校	上野、波美、金屋、関、下町、中央、清水、新町、蓼原、小谷、小原田、公庄下、公庄上、日藤、千原、尾藤口、尾藤奥、東部、常津、在田、西部、夏間、夏間グリーンヒル、佛性寺、毛原、北原、内宮、二俣一、二俣二、二俣三、天田内、橋谷、美鈴新、南一、南二、南三、南四、北一、北二、北三、北四、二箇上、二箇下、市原、三河、高津江

— 北近畿をリードする創造性あふれるまち —



京 都 府 福 知 山 市

福 知 山 市 教 育 委 員 会

〒 6 2 0 - 8 0 5 1

京 都 府 福 知 山 市 内 記 1 3 番 地 の 1

教 育 委 員 会 事 務 局

Fax 0 7 7 3 - 2 4 - 4 8 8 0

教 育 総 務 課 TEL 0 7 7 3 - 2 4 - 7 0 6 1

学 校 教 育 課 TEL 0 7 7 3 - 2 4 - 7 0 6 2

生 涯 学 習 課 TEL 0 7 7 3 - 2 4 - 7 0 6 4